参考資料1

（独）交通安全環境研究所リコール技術検証部の概要について

１．設置の経緯

①国土交通省では、リコールに係る不正行為が発覚したことを契機に、平成１６年６月、次の再発防止対策を策定。

・情報収集の強化

・監査の強化

・技術的な検証の実施

②このうち、「技術的な検証」について、平成１６年１１月から交通安全環境研究所において、調査業務を開始。

③同業務を継続的かつ確実に実施していくため、道路運送車両法を改正し業務を法定化。同改正を受け、平成１８年５月、「リコール技術検証部」を設置。

２．組織

①リコール技術検証部は、部長、技術検証官、業務支援調整官、サポートスタッフの合計１８名で構成。（併任者を含む。）

②このうち、技術検証官は、業務の中核となる職員で、自動車の設計・製造等に豊富な知識と経験を有する者を広く一般から募集して採用。
現在、６名の技術検証官が在籍し、それぞれの専門分野に応じて案件を担当し業務を実施。

３．法定業務

①自動車の構造、装置若しくは性能又は特定後付装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうかの技術的検証
（道路運送車両法第６３条の２第６項）

②自動車の構造、装置若しくは性能又は特定後付装置について、保安基準に適合させるために行う改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的検証
（道路運送車両法第６３条の３第５項）

③技術的な検証のために必要な調査
（道路運送車両法第６４条第１項）

４．平成１８年度の業務の実施状況

①国土交通省に協力して、市場から寄せられた不具合情報やリコール届出案件等を調査し、その中からリコールの疑いのある案件や届出に係る改善措置の内容の妥当性の検証が必要なものを抽出。（合計３８０件）

②①で抽出した３８０件について、不具合情報やメーカーで実施した原因検討結果を分析するとともに、必要に応じ、事故を起こした車両の見分や実車による実験を行い、不具合の原因は何か、あるいは届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうか等について検証。

また、国土交通省の立入検査に同行して、これらの検証のために必要な調査を１件実施した。

③その結果、２１件をリコール等に該当する案件と判断し、国土交通省に通知。

この２１件については、全て、リコール届出等が行われた。

＜リコール届出・改善措置に至った事例＞

・O2 センサー不良による触媒コンバータ損傷（乗用車）
・前輪駆動用のドライブシャフトが破損し走行不能（乗用車）
・パーキングブレーキチャンバの損傷（大型トラック）